

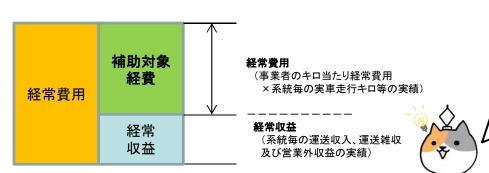
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・??

- ▶ 補助率は補助対象経費※1の1/2
 - ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ▶ ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い 方が最終的な補助金額となる
- ▶ 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算 出
 - ※2 昨年度通知文(https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf)参照



(系統毎に判断するため、運行事業者の 事業全体の収支状況が赤字であること は要件ではありません!)

赤字(経常費用>経常収益)の系統に対

する補助金です。